

ができる。

- 一 前条第三項若しくは第四項の規定又は同条第六項において準用する第二十一一条第一項、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二十六条の規定に違反したとき。
- 二 前条第六項において準用する第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 前条第六項において準用する第二十五条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行つたとき。
- 四 前条第六項において準用する第二十五条第三項又は第二十七条の規定による請求に応じなかつたとき。
- 五 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。
- 六 主務大臣が、承認調査機関が前各号のいづれかに該当すると認めて、期間を定めて調査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。
- 七 主務大臣が第二十五条第三項において準用する同条第二項の規定により承認調査機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 八 主務大臣が第二十五条第二項において準用する同条第二項の規定によりその職員に承認調査機関の事

務所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとせ。

2 主務大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雜則

(特定認証業務に関する援助等)

第三十三条 主務大臣は、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(国の措置)

第三十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定認証事業者に対し、その認定に係る

業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定認証事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第一項の規定は認定外國認証事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。

4 第一項及び第二項（それぞれ前項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項（それぞれ第三項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第三十六条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 第四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

二 第九条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定を受けようとする者

三 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

2 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

（主務大臣と国家公安委員会との関係）

第三十七条 国家公安委員会は、認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定に係る業務に關し、その利用者についての証明に係る重大な被害が生ずることを防止するため必要があると認めるとときは、主務大臣に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

（審査請求）

第三十八条 この法律の規定による指定調査機関の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による審査請求をすることができる。

（経過措置）

第三十九条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣等）

第四十条 この法律における主務大臣は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三十三条にあつては、総務大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

第六章 罰則

第四十一条 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前一項の罪は、刑法第二条の例に従つ。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反した者

二 第二十三条第一項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者

第四十三条 第二十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定

調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

二 第十一条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

三 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答

弁をした者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、

三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十八条第一項の規定に違反して調査の業務の全部を廃止したとき。

三 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第四十二条第一号又は第四十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十七条 第九条第四項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は平成十三年三月一日から、

附則第四条の規定は商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年

法律第 号) の施行の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十七条第一項の規定による指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十八条から第二十条まで、第二十一一条第一項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定の例により行つことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四条 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百五十条の次に次の二条を加える。

(電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正)

第一百五十三条の二 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第八条中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。